

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、タクシー乗務中に後方から追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、C病院に受診し、「両膝挫傷、両肘挫傷、頸椎捻挫」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するが、請求人には同一部位に係る障害等級第14級の既存障害があり、同障害の程度を超える障害となったとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、「身体の状態にかかる申立書」及び聴取書において、頸及び腰部への頑固な症状のほか、強い症状が出ている身体部位として、右足首と右足の甲の外側、両膝、右手首を挙げており、特に、右手首は屈伸ができにくいこと、首を後ろに反らすことができないこと、右腕の付け根の痛みで腕が上がらないこと、右足の機能低下が強く歩行困難であること等を主張している。
- (2) 請求人に残存する障害の状態について診断を行ったD医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「末梢神経障害のため、右腕、右肘の強い痛みと右手関節を捻ったときの強い神経の痛み、右手に力が入らない、両膝痛、両下肢の脱力がある。」と記載しており、請求人には、本件災害後、残存障害として、右腕、右肘、右手関節、両膝における痛みの所見のほか、右手に力が入らないこと及び両下肢の脱力を認めている。
- (3) 当審査会としては、上記(1)の請求人の申立内容及び(2)の診断書の記載内容から、請求人の障害として検討を要するのは、神経症状及び機能障害であると判断し、以下、各医師の意見等を検討する。
- (4) まず、請求人の神経症状について検討すると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の痛み等の神経症状の範囲及び程度について、要旨、「両膝及び両足関節、右肘関節、頸部、腰部について局所の神経症状を残すもの」とし、F医師も、請求人の神経症状の程度について、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「局所に神経症状を残すものである。」と述べている。

これら両医師の意見を踏まえると、請求人の神経症状は、決定書の理由に説示するとおり、障害等級認定基準上の「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に該当するものと判断する。

- (5) 次に請求人の機能障害について検討すると、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、頰椎及び腰椎、膝関節、肘関節、足関節の各関節の可動域の測定結果を記載しているものの、運動障害を所見する旨の記載はしていない。そこで、念のため、記載された可動域の数値を精査したところ、頰椎及び腰椎の可動域は参考可動域の1/2以下には制限されておらず、また、膝関節、肘関節、足関節の各関節の各可動域は患側の可動域が健側の可動域の3/4以下に制限されていないことから、F医師が平成○年○月○日付け鑑定書において述べるとおり、請求人に障害等級に該当する可動域制限は認められないと判断するのが相当である。
- (6) 以上から、本件災害後の請求人に残存する障害は、第14級に相当する局部の神経症状のみが認められるところ、請求人には本件災害前の複数の災害による既存障害として、頰部、腰部、両肘、両足、両股等の痛みに関し、障害等級第14級の認定がされており、そうすると、本件災害後の請求人の障害は既存障害と同一部位（系列13）で同一の障害等級（14級）であることが認められる。
- (7) したがって、請求人の障害については、決定書理由に説示するとおり、労災保険法施行規則第14条第5項に規定する既存障害より障害の程度を加重した場合には該当しないものであり、障害補償給付を不支給とした本件処分は妥当なものであると判断する。

なお、請求人は、新たな画像を提出しているところ、当審査会でその内容を精査したが、上記判断を左右するものではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。